

栃木県米粉生産活性化計画

栃木県

平成21年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称					
都道府県名	栃木県	市町村名		地区名(1)	栃木県全域
				計画期間(2)	平成21年度～25年度

目 標 : (3)
 本県では水田の有効利用を目的とした新規需要米(米粉用)の生産拡大に取り組んでいる。米粉用米の推進を図るため、米粉用処理加工施設を整備することで需要拡大を図り、米粉加工品の販売量増加を通じて地域の活性化につなげることで、農業従事者の経営の安定や新規就農者数の増加を目指す。
 具体的な新規就農者数の増加目標は、614人(H20年6月時点)から約400人増の1,000人(H25年目標)とする。

目標設定の考え方

地区の概要:
 栃木県は、平坦で広い農地、豊富な水資源、大消費地である首都圏に位置するなど恵まれた条件を活かし、米麦・園芸・畜産など地域の特色を生かした農業生産を展開し、首都圏の食糧基地として大きく貢献している。
 県内の耕地面積は107,957ha(2005年農林業センサス)、そのうち田は88,969ha(84%)を占め、田の大部分では水稲63,500ha(平成20年農林水産統計)が作付けされており、稲作中心の農業が行われている。
 このような状況の中、本県では、水稲の生産体制の強化や低コスト生産、「水田フル活用」の実現に向けた米粉用米等の新規需要米の生産拡大を図ることを目的とした「多様な米づくり推進運動」を、関係機関団体及び生産者が一体となって展開している。

現状と課題
 本県の主要農作物である米は土地利用型農業を進めていく上でも重要な位置にあるが、近年の米価下落による所得低下、それに伴う農家の意欲減退、高齢化等により、生産者が減少し保全管理水田や不作付地の増加を招いている。
 また、生産調整の達成に向けた水田フル活用の実現のため、麦・大豆の推進と併せて新規需要米(米粉用米)の推進を行っているが、米粉用米の需要の確保や製粉業者の処理加工施設の整備等が課題となっている。

今後の展開方向等(4)
 麦・大豆への転作が難しかった地域へ米粉用米を推進することにより、生産調整の実効性の確保や不作付水田の解消、さらには県内の製粉業者へ原料を提供し米粉製品等の需要拡大を図ることで、他産業と連携した地域活性化を図っていくこととする。
 また、米粉用米については、需要に応じた作付けを行う必要があるため、作付拡大を推進する上では需要を確保することが重要である。製粉業者等に米粉用処理加工施設の導入を図ることで需要を確保し、今後の米粉用米の生産拡大につなげる。
 このような取組により、地域活性化を図ることで農家の意欲向上を図るとともに、新しい人材が参入できるような環境づくりを行い、新規就農者の増加を目指す。

(記入要領)

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

- 3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。



2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
栃木県		処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(株)波里	有	イ	
栃木県		処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	日の本穀粉(株)	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

栃木県	区域面積 (2)	640,823ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係： 栃木県の総面積640,823haのうち経営耕地面積は107,957ha(うち田88,969ha、畑16,509ha)、森林面積は342,744haであり、農林地が約70%を占めている。(2005年農林水産センサス)		
法第3条第2号関係： 農業就業人口(H12:108,910人 H17:95,858人)は年々減少しており、そのうち75歳以上の割合が増加傾向(H12:16.8% H17:25.6%)にあるため、地域の活性化を図り、新規就農者を確保することが課題である。		
法第3条第3号関係： 市街化を形成している区域以外で米粉用米の定着拡大を推進する。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2)	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
											市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別		

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- 1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- 4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 5 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)		

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等

農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

計画期間終了年度の翌年度に本県の新規就農者数の調査結果に基づき評価する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。